

令和4年4月18日

岡山県立新見高等学校長
岩本 恭治

令和4年度 岡山県立 新見高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動（16部）

弓道、剣道、サッカー、柔道、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、男子ソフトボール、女子ソフトボール、卓球、軟式野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、バドミントン、男子バレーボール、女子バレーボール、陸上競技（五十音順）

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。
- (3) 生徒自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践する力を伸長する。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・原則、週当たり2日以上を休養日とし、土日のどちらかを休養日とする。
 - ・定期考査の1週間前からは、活動中止とする。
 - ・試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週または、次週に振り替え休養日を設けることとする。
- (2) 活動時間
 - ・原則、平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度として下校時刻を厳守する。（18時30分 完全下校）。
 - ・試合期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
- (3) 練習試合、遠征、合宿等
 - ・練習試合や遠征・合宿を実施する際は、原則1週間前までに、校長へ届けを提出する。
- (4) 大会参加
 - ・大会参加は、高体連・高野連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。
- (5) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度初めに部顧問会議を実施し、共通理解を得ることとする。
- (6) 部費の取扱いについて
 - ・生徒からの徴収金の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (7) その他
 - ・定期的に部長会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
 - ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
 - ・原則を外れる場合は、（別紙）のとおりである。

別紙

3の「部活動の運営について」に示す原則を外れる場合

(1) 休養日

ア 本校の特色づくりの観点から、次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

アに該当する部活動：男子ソフトボール部、軟式野球部、弓道部

イ 対外試合前等により、活動することがどうしても必要である場合において、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

(2) 活動時間

ア 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とすることを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

アに該当する部活動：男子ソフトボール部、軟式野球部、弓道部、サッカー部

イ 対外試合前等により、活動することがどうしても必要である場合において、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、活動時間を平日で3時間程度、休業日は4時間程度を上限とすることを認める。